

総務文教常任委員会審査日程

日 時 平成30年2月21日（水）
午前9時
場 所 第2委員会室

～審査内容～

- 1 議案第8号 平成29年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第3回）について（公営）
- 2 議案第12号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 3 議案第13号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 4 議案第14号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 5 議案第15号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（人事）
- 6 承認第3号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について（税務）
- 7 請願第1号 埴生地区複合施設建設に伴うJアラート設置についてに係る審査日程等について

答 申 書

山陽小野田市特別職報酬等審議会

平成30年(2018年)1月19日

山陽小野田市長 藤田剛二様

山陽小野田市特別職報酬等審議会
会長 江田方志

市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額等について（答申）

平成29年11月30日付けで本審議会に諮問のありました市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長、教育長、病院事業管理者及び水道事業管理者の給料の額及び監査委員、選挙管理委員、公平委員、農業委員及び教育委員の報酬の額について、総合的かつ客観的に検討し、公平かつ公正な立場で慎重に審議した結果、下記のとおりとなりましたので、答申します。

記

1 報酬及び給料の額

本市の財政状況や、議員、市長等及び行政委員会委員の職責や職務内容、勤務実態、また、県内他市及び類似団体との均衡等から、報酬及び給料の額については、据え置くことが妥当であると判断した。

2 当面支給すべき報酬及び給料の額

本市の財政状況は、各種指標からは依然として厳しい財政状況下にあることが伺えるため、現行の減額措置を続けていくことが妥当であるが、その割合については、次の結論に至った。

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、監査委員、農業委員及び教育委員の報酬の額については、減額後の報酬の額及び類似団体の減額の状況から、現在の減額率10%を5%に変更することが妥当と判断した。
- (2) 市長、副市長、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者については、類似団体との比較の中で期末手当及び退職手当の支給状況から、現行のまま減額率10%とすることが妥当と判断した。

3 農業委員会の委員に対する能率給の導入

国の施策として導入が要請されていること、また、活動実績に基づき支給されるものであることを踏まえ、国からの支援措置を前提として導入することが妥当であると判断した。

4 付帯意見

- (1) 市議会議員の議員報酬の額、市長等の給料の額及び行政委員会委員の報酬の額については、本来、減額は一時的な措置であり、合併後12年間、継続して減額措置がなされている状況からすれば、「当面支給すべき報酬及び給料の額」が「報酬及び給料の額」であるとも考えられるので、「報酬及び給料の額」について、今後検討されたい。
- (2) 農業委員会の委員に対する能率給の導入については、国からの支援措置の状況及び県内他市並びに類似団体との均衡等から、導入時期及び額について、今後検討されたい。
- (3) 附属機関である各種審議会の委員報酬の額は、本市の財政状況等から減額措置がなされているが、審議会での勤務の対価としては厳しいものであるので、適切な報酬について、今後検討されたい。

(参考)

平成29年度山陽小野田市特別職報酬等審議会 委員名簿

(会長以降は五十音順)

役職	所属団体等	氏名
会長	小野田商工会議所 副会頭	江田方志
委員	小野田青年会議所 副理事長	梅野裕恵
委員	山陽小野田市女性団体連絡協議会副会長	小松文子
委員	公募委員	篠原孝允
委員	厚狭郡医師会 理事	田中俊朗
委員	連合山口中部地域協議会 山陽小野田地区会議 副代表	長楽飛鳥
委員	山陽小野田市文化協会 監事	温井允武
委員	山陽小野田市体育協会 会長	平中政明
委員	小野田医師会 理事	藤村嘉彦
委員	山陽商工会議所 常議員	村口達美

山陽小野田市特別職報酬等審議会 開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成29年11月30日(木)	辞令交付、会長選出、諮問書交付、資料説明及び質疑応答
第2回	平成29年12月21日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議
第3回	平成29年12月28日(木)	市議会議員の報酬、市長等の特別職の給料及び行政委員会の委員報酬の審議及び農業委員会の委員に対する能率給の導入についての審議
第4回	平成30年1月11日(木)	答申内容の検討

山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分の概要

平成30年2月21日 税務課

1 専決処分日 平成29年12月28日

2 専決処分する理由

地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第81号）が平成29年12月18日に、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第83号）が平成29年12月26日に、それぞれ公布され、いずれの省令も平成30年1月1日から施行されることから、直ちに市税条例の改正を行う必要があったため。

3 専決処分する改正内容

省令の改正に伴う市税条例の条ズレ、項ズレ。

4 改正箇所の市税条例の内容

第36条の2第2項

市民税の申告について、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下の者は、一般の申告書とは別に市長が定める簡易な申告書を市長に提出する。

第54条第7項

家屋の所有者以外の者が、家屋に建築設備、間仕切り等の附帯設備を取り付け、これらの附帯設備が家屋に付合する場合、当該附帯設備について家屋の所有者に固定資産税を課税するが、当該附帯設備について、家屋の所有者ではない例えばテナントのような者が事業をするために取り付けたものであれば、取り付けたテナントを所有者とみなし、当該附帯設備を償却資産として課税する。